

第204回練馬区都市計画審議会 会議の記録

- 1 日 時 平成27年12月24日（木） 午後3時4分～午後4時59分
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎4階 全員協議会室
- 3 出席者 只腰憲久、藤本昌也、田崎輝夫、寺町東子、薬袋奈美子、小林みつぐ、
藤井たかし、光永勉、小川こうじ、やくし辰哉、大塚昭雄、
澤田麻由美、中西大二、渡邊雍重、篠利雄、田中正裕、山本康弘、
立花祐一、横倉尚、市川明臣、練馬消防署長、練馬警察署長(代理)
- 4 公開の可否 可
- 5 傍聴人 0人
- 6 議 案
議案第386号(諮問第386号) 東京都市計画公園の変更(練馬区決定)
〔第8・2・30号 高松農の風景公園の追加〕
議案第387号(諮問第387号) 東京都市計画地区計画の決定(練馬区決定)
〔放射7号線西大泉・大泉学園町地区地区計画〕
議案第388号(諮問第388号) 東京都市計画用途地域の変更(東京都決定)
〔放射7号線西大泉・大泉学園町地区地区計画関連〕
議案第389号(諮問第389号) 東京都市計画高度地区の変更(練馬区決定)
〔放射7号線西大泉・大泉学園町地区地区計画関連〕
議案第390号(諮問第390号) 東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更(練馬区決定)
〔放射7号線西大泉・大泉学園町地区地区計画関連〕
議案第391号(諮問第391号) 練馬区都市計画マスタープランの変更
- 7 報告事項
報告事項1 牧野記念庭園の都市計画変更原案について
報告事項2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う
地区計画の変更原案について

第204回練馬区都市計画審議会（平成27年12月24日）

都市計画課長 皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
います。

ただいまから、第204回練馬区都市計画審議会を開催いたします。

私は本日当審議会の会長が選任されるまでの間進行を務めます、都市計画課長の阪田真司です。よろしく願いいたします。

お手元の会議次第により進めてまいりたいと存じます。よろしくお願ひします。

まず初めに、委員の委嘱式でございます。初めに、学識経験者、住民代表の皆様へ委嘱状をお渡しいたします。事務局からお名前を順次読み上げますので、自席で委嘱状をお受け取りいただきたく存じます。お渡しするのは宮下泰昌練馬区技監でございます。お手元に委員名簿をお配りしておりますので、あわせてご覧願ひします。

まず、学識経験者委員でございます。

藤本昌也委員。

只腰憲久委員。

田崎輝夫委員。

寺町東子委員。

薬袋奈美子委員。

次に、住民代表委員でございます。

大塚昭雄委員。

澤田麻由美委員。

中西大二委員。

渡邊雍重委員。

篠利雄委員。

田中正裕委員。

山本康弘委員。

立花祐一委員。

横倉尚委員。

市川明臣委員。

以上でございます。皆様よろしくお願ひいたします。

引き続きまして、既に委嘱を受けておられる委員を事務局からご紹介いたします。まず、区議会選出委員でございます。

小林みつぐ委員。

藤井たかし委員。

西山きよたか委員。本日はご欠席です。

光永勉委員。

小川こうじ委員。

やくし辰哉委員。

次に、関係行政機関の委員でございます。

練馬消防署長、原川英俊委員。

練馬警察署長、東田修一委員。本日は代理で長谷川暁子交通課長にご出席いただいております。

以上でございます。改めましてよろしくお願ひいたします。

ここで、宮下泰昌練馬区技監からご挨拶を申し上げます。

技監 今委嘱状をお渡しをさせていただきました皆様には、第20期の練馬区の都市計画審議会委員としてご就任いただきました。今後、平成29年11月30日までを任期といたしまして、練馬区のまちづくりに関わっていただくこととなります。引き続きお願ひをする区議会選出の委員の皆様、また、関係行政機関の皆様ともども、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

皆様ご案内のとおり、練馬区におきましては都市計画道路の整備が非常に遅れていると

いうことを含めまして、まだまだ都市基盤の整備が不十分なところがございます。この3月に策定・公表した、区政の方向性を示す「みどりの風吹くまちビジョン」においても、また本日この後ご案内いたします「練馬区の『これから』を考える」ということにおいても、まちづくりについては今後も区政の重要な課題の一つと位置づけているところでございます。

具体的にはみどりの確保でありますとか、道路、鉄道、インフラの整備、また地域生活を支える駅周辺のまちづくりなどについてこれらの中で掲げさせていただいているところでございます。これらのまちづくりを進めるに当たりましては、本審議会で調査審議していただく都市計画につきましては当然のことながら大きくかかわってくるものでございまして、本審議会には非常に重要な役割を担っていただくことになろうかと思っております。

今後、都市計画法や練馬区まちづくり条例に基づいたさまざまな案件について調査審議をしていただくこととなりますけれども、皆様方におかれましては忌憚のないご意見をぜひともちょうだいいたしまして、練馬のまちの魅力を一層高め、また次世代に責任を持ってつなげる練馬のまちというものを実現していきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願います。

都市計画課長 では次に、宮下技監、そして私のほか当審議会の幹事を務めます区の職員をご紹介いたします。お手元の幹事名簿をご覧ください。

都市整備部交通企画課長、新妻基晴でございます。

都市整備部まちづくり推進課長・東部地域まちづくり課長兼務、竹永修一でございます。

都市整備部西部地域まちづくり課長、池上幹朗でございます。

都市整備部大江戸線延伸推進課長、中沢孝至でございます。

都市整備部参事・住宅課長、角井稔でございます。

都市整備部開発調整課長、田中淳でございます。

都市整備部建築課長、矢尾板克之でございます。

都市整備部建築審査課長、石井明浩でございます。

環境部長、内木宏でございます。

環境部みどり推進課長、塩沢福三でございます。

土木部長、八十島護でございますが、本日所用のため大変恐縮ですが欠席をしております。

土木部道路公園課長、安原貴でございます。

土木部計画課長、向田秀樹でございます。

なお、当審議会ではただいまご紹介いたしました幹事以外にも案件に関連して担当の課長が出席する場合がございます。本日は、議案第386号、高松農の風景公園の案件に関連いたしまして、産業経済部参事・都市農業課長の浅井葉子が出席しております。

また、報告事項1、牧野記念庭園の案件に関連いたしまして、地域文化部文化・生涯学習課長の小金井靖が出席しております。

よろしく願いいたします。

続きまして、委員の出席状況についてご報告をいたします。ただいまの出席委員数は22名でございます。当審議会の定足数は13名ですので、本日の審議会は有効に成立しております。

続きまして、本日お配りしております資料についてご案内申し上げます。お手元に練馬区都市計画図1と2というものをお配りしております。こちらにつきましては今後毎回事務局のほうで机上にご用意いたします。本日この計画図をお持ちでない委員におかれましては本日お持ち帰りいただいて結構でございます。次回以降、またご持参いただかなくとも、毎回こちらに置いておきますのでそちらをご参照願えればと思います。

次に、委員の中から会長と副会長を選出していただきます。

当審議会の会長と副会長につきましては、練馬区まちづくり条例第131条第2項の規定により、学識経験者委員の中から選出することとされておりますが、いかがいたしましうか。

(「事務局一任」の声あり)

都市計画課長 ただいま事務局一任という声をいただきました。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

都市計画課長 ありがとうございます。

事務局といたしましては、只腰委員に会長を、また、藤本委員に副会長をお願いしたいと考えております。

以上の事務局案でいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

都市計画課長 ありがとうございます。

それでは、只腰委員が会長に、藤本委員が副会長に選出されました。よろしくお願いたします。

以降の進行は会長にお願いいたします。それでは、只腰会長、よろしくお願いたします。

会長 ただいま会長に選任いただきました只腰でございます。

先ほど宮下技監のご挨拶にもございましたが、練馬のまちづくりにとりまして当審議会は大変重要な役割を担っております。そういう意味で要の役割を果たす審議会であると考えております。こうした重要な会議の会長を担当いたしますのは身の引き締まる思いでございます。委員の皆様方のご協力もいただきながら、微力ながら円滑な運営に努めてまいり所存でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

副会長の藤本委員からもご挨拶をいただければと存じます。

副会長 副会長の任をいただきました藤本でございます。私は、専門は建築のほうでございますけれども、まちと向き合ってきてしっかりと建築を考えていこうということで活動しておりますので、そういう立場からこの役割を果たしていきたいと思っております。そしてまた副会長として会長を微力ながらお支えしてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い

いいいたします。

会長 ありがとうございます。

それでは、案件に入る前に、当審議会の部会の委員および公聴会の議長候補者につきまして選出をしたいと存じます。

まず、部会の委員でございますが、当審議会には専門的な知識を必要とする案件や住民提案型の案件を審議するために3つの部会が設けられてございます。部会につきましては練馬区まちづくり条例第135条第2項の規定によりまして、会長の指名する委員をもって組織することとされております。

また、同条第3項および第4項の規定によりまして、部会に特別委員を置くことができまして、特別委員につきましては専門の知識および経験を有する者から区長が委嘱することになってございます。

この部会委員でございますが、ただいまから事務局に名簿の案を配らせますので、まずそちらをご覧いただきたいと存じます。

お手元に部会委員名簿の案が配られたと思います。この部会委員につきましては今の名簿のとおりにいたしたいと存じますが、よろしゅうございませうか。

(「会長一任」の声あり)

会長 ありがとうございます。

それでは、そのように決定いたします。

続きまして、公聴会の議長についてでございます。公聴会の議長につきましては練馬区まちづくり条例施行規則第5条の規定によりまして、当審議会委員のうちから区長が指名した者をもって充てることとなっておりますが、練馬区まちづくり条例に基づく公聴会運営方針におきまして、当審議会がその候補者を指定することといたしております。皆様、いかがいたしまししょうか。

(「会長一任」の声あり)

会長 ただいま会長一任という声をいただきましたけれども、私といたしましては経験

の豊富な田崎委員を候補者といたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。

それでは、田崎委員を公聴会の議長候補者といたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事に入りたいと存じます。お手元の案件表のとおり進めたいと存じますので、よろしく願いします。

本日の案件ですが、議案が6件、報告事項が2件ございます。

初めに、議案第386号、東京都市計画公園の変更〔第8・2・30号高松農の風景公園の追加〕(練馬区決定)について説明をお願いします。

みどり推進課長 それでは、議案第386号、高松農の風景公園の都市計画変更についてでございます。

1、概要でございます。本年6月1日付けで都知事より、屋敷林や農地からなる農の風景の保全を目的としました「第二号高松一・二・三丁目農の風景育成地区」の指定がされまして、この地区において区民が農を学ぶ拠点および農地の景観を確保するため、約0.8haの区域を都市計画公園に追加するものでございます。

まず、本年8月の当審議会にもご説明させていただきましたが、改めて農の風景育成地区制度につきましてご説明をさせていただきます。資料9ページ、参考資料 と書いた資料がございます、こちらをお願いいたします。

1の制度の概要でございます。上から3行目にありますように、東京都は減少しつつある農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐことを目的に「農の風景育成地区制度」を平成23年8月に創設いたしました。この制度では、都と区市町が協力して農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定しまして、農地等の保全を図るために都市計画制度などを積極的に活用することとしております。

2の高松地区の申請理由でございますが、一つに、区民農園、ブルーベリー観光農園な

ど農と触れ合える場が多彩であるとともに、まとまりのある農地が多いこと。2つ目に、屋敷林や憩いの森、公園などまとまりのある樹林地があり、農地とあいまって農のある風景が形成されていることを申請の理由としております。

10ページをお願いいたします。区域図でございます。太線で囲まれた区域が農の風景育成地区でございます。北側に富士街道、南側に環八通りと旧目白通りに囲まれた地区面積が35.1haの区域でございます。この中で緑色の線で囲まれた部分が今回都市計画公園として位置づけます2か所、あわせて約0.8haの区域になるものでございます。

この制度の説明につきましては以上でございます。

3ページをお願いいたします。都市計画の案の理由書でございます。先ほど1の概要で概略をご説明いたしましたので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

4ページをお願いいたします。計画書の案でございます。上段の表でございますが、高松農の風景公園を次のように追加するものでございます。種別は特殊公園、都市計画公園の名称は高松農の風景公園、面積は約0.8ha。備考欄にありますとおり、体験学習施設として整備いたします。これは一般的な遊具や広場がある街区公園とは異なりまして、農業の体験学習などができる農業公園をイメージしていただければと思います。

5ページをお願いいたします。位置図でございます。楕円で囲まれた区域内の2か所が公園になるものでございます。

6ページをお願いいたします。計画図でございます。なお、図面右側になりますが、東側の公園区域につきましては本年4月より農の学校が開設されているところでございます。

7ページに参考といたしまして現況の写真をつけてございます。

恐れ入ります、1ページにお戻りください。3のこれまでの経過と今後の予定でございます。8月27日の本審議会に原案を報告させていただきまして、その後原案の公告・縦覧・意見書・公述の申出の受付を行いました。意見書の提出および公述の申出はございませんでした。

また、10月14日に東京都知事との協議を終了しまして、11月11日から25日まで、今度は

案の公告・縦覧・意見書の受付を行いました。この中でもご意見は特にございませんでした。

今後のスケジュールでございますが、明年1月に都市計画変更の告示を行う予定でございます。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長 説明は終わりました。ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

どうぞ。

委員 前にもご説明いただきましたけれども、こういう農のある生活と言いますか農のある風景を残していけるだけの場所があるということは、考えてみたら東京の中でもなかなか珍しいわけで、東京都がこういう形で制度をつくり、それを第二号として具体的に動けるといのは大変期待の持てることだというふうに思っております。

特に地方都市の再生では農のある生活というのは郊外再生にとっても非常に一つのキーワードみたいになってきていますので、ぜひ東京のこの真ん中できちっとこれがいけばいいし。多分これは地区35haに対する全体的な支援をするという意味ですね。

みどり推進課長 はい、この制度の指定でございますけれども、この区域の35.1haの中で農地率が16.8%、面積にしまして5.9haの農地が対象となっております。したがって、ほかにも戸建の住宅等たくさんございますけれども、この区域内の農地が対象となるというものでございます。

委員 そうですか。その中の2か所に特にここが公園として公共がはっきり農業公園のようなものをちゃんと整備して、さらにそれで周りの農地を含めてそういう風景を守っていくんだと、そういう考え方ですか。

みどり推進課長 今回この区域の中で2か所を都市計画制度を活用して公園にしていくということで、今後こういった農地の所有者からの買取の申出等がございましたらまたそ

の都度対応していき、農の風景を保全していくというものでございます。

最終的にこの目的でございますが、全部買って公有化というのは一つありますけれども、何と言いましても営農支援等によりまして農業を継続していってもらおうというのが何よりも重要なことだと考えてございます。

したがいまして、今回の指定を契機に都市農地の保全を今後もしっかり取り組んでいくという位置づけでございます。

委員 はい、わかりました。とにかくこれは非常に貴重な試みになると思いますので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

以上でございます。

会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、ご発言がないようですので、議案第386号につきましてお諮りいたします。

議案第386号につきまして、案のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。では、そのように決定いたします。

続きまして、議案第387号、東京都市計画地区計画の決定〔放射7号線西大泉・大泉学園町地区地区計画〕(練馬区決定)についてでございますが、こちらは次の議案第388号、用途地域の変更(東京都決定)、第389号、高度地区の変更(練馬区決定)、第390号、防火地域及び準防火地域の変更(練馬区決定)と関連する議案になりますので、一括して説明、一括して質疑ということをお願いしたいと存じます。説明をお願いします。

西部地域まちづくり課長 それでは、議案第387号から第390号までの放射7号線西大泉・大泉学園町地区地区計画等の決定についてご説明いたします。

本件に関しましては、本年8月27日に地区計画等の原案を、また、10月19日に案と原案に対する意見書要旨と区の見解書をそれぞれ本審議会において報告いたしました。本日は計画の概要およびこれまでの取組の経過を、案の縦覧結果とあわせましてご説明いたしま

す。

説明資料 1 ページ目、1 番の目的でございます。本地区では平成18年7月から東京都が都市計画道路放射第7号線の事業を進めております。区は建築物等の適切な制限等を行い、地域にふさわしい土地利用の誘導とみどりの保全および防災性の向上を図ることで、放射7号線沿道と練馬の原風景を残す農地や住宅地が調和したみどり豊かで災害に強い市街地を形成するため、このたび地区計画の案を作成し、決定するものでございます。

また、これにあわせて関連する用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域の都市計画変更を行うものでございます。

2 番、対象区域でございます。対象区域は資料記載のとおりでございます。3 ページに区域図をおつけしてございますので、後ほどご確認いただければと存じます。

3 番、これまでの経過でございます。平成18年の放射7号線の事業認可後、平成20年度に設立いたしましたまちづくり協議会での検討の結果、地区内を4ブロックに区分けした「ブロック別まちづくり計画」が作成されました。区はそれを受けて、平成23年度に重点地区まちづくり計画を策定し、地区計画によるまちづくりを念頭に地元との話し合いを進めてまいりました。

平成25年10月からは地区内の安全で円滑な道路ネットワークを整備するため、地区施設の道路を24路線選定し、沿道権利者約400世帯に個別説明を実施してまいりました。その後、地区計画の素案を作成し、素案説明会を計6回開催したものでございます。

2 ページ目をお開きください。素案説明会の後、原案を作成し、都市計画法および練馬区まちづくり条例の規定に基づき、3 週間の公告・縦覧および意見書の提出期間を設け、期間中に説明会を計2回開催しております。その後計画の案を作成し、東京都知事との協議を終え、2 週間の公告・縦覧および意見書の提出期間を設けました。案に対する意見書は4通の提出がございました。意見書の内容につきましては後ほどご説明いたします。

2 ページ目の4 番、今後の予定でございます。本日、都市計画審議会でご審議をいただき、その後平成28年2月に東京都の都市計画審議会にて用途地域について審議し、3月に決

定・告示の予定でございます。決定・告示後は平成28年第二回練馬区議会定例会に、「練馬区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の改正案を提出する予定でございます。

5番、議案でございます。議案第387号が地区計画の決定についてでございます。以下、第388号が用途地域の変更について、第389号が高度地区の変更について、第390号が防火地域及び準防火地域の変更についてでございます。

各計画案については後ろのページに計画図書の案を添付してございます。

説明資料5ページからが地区計画の計画案でございます。

それから、15ページ以降が用途地域の計画案でございます。

23ページ以降が、高度地区の計画案でございます。

それから、31ページ以降が、防火地域及び準防火地域の案でございます。

3ページ目にお戻りください。6番、東京都市計画地区計画放射7号線西大泉・大泉学園町地区地区計画の決定の案、東京都市計画用途地域、東京都市計画高度地区、東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更の案に関する区民意見の要旨および区の見解についてでございます。

35ページをお開きください。表記の都市計画の決定および変更の案について、記載の日程で2週間の縦覧を行ったところ、4件の意見書が提出されました。これについてご説明いたします。

35ページの表のつくりでございますが、一番左側の列に意見書の番号、その右側の列に意見書の要旨、一番右の列に区の見解を記載してございます。

初めに1番、1通目の意見書は、地区計画、高度地区、防火地域及び準防火地域に関するものでございます。

意見書の要旨といたしましては、(1)として、計画は住民の意向が反映されていないのではないか。次のページの(2)の意見が、放射7号線沿道北側においては日照の問題が出てくる。(3)まちづくりの理念に関してでございますが、低層住宅地を活かしたま

ちづくりになっていないというものでございます。

これに対して区の見解といたしましては、35ページ目の(1)でございますが、住民意見の反映に関しましては、本地区計画は放射7号線沿道周辺地区まちづくり計画や都市計画マスタープランで定めた土地利用方針等に基づいたものであり、地元協議会に報告した上で説明会を行い、住民の意向聴取を行ってきたと考えております。

また、(2)の日照に関しましては、放射7号線沿道地区内の建築物も住宅地区に影を落とす際は、住宅地区における日影の制限を受けることとなり、日照は一定程度確保されると考えられる旨を記載してございます。

(3)の理念の反映に関しましては、地区計画には自然環境の維持保全や、ゆとりある低層住宅の形成のための制限が定められている点を挙げております。

続きまして、36ページの下段の表の2番、2通目の意見書は、高度地区および地区計画に関するものでございます。

意見書の要旨は、主要区道67号線沿道に関しまして、高度地区の変更が理由書の趣旨と合致していない。沿道の用途地域は変更すべきでない。また、十分な議論がされていない状況で高度地区の変更は受け入れられないというものでございます。

これに対しまして区の見解といたしましては、用途地域および高度地区の変更は、放射7号線沿道周辺地区まちづくり計画の土地利用方針を勘案して、生活幹線道路沿道としてふさわしい用途地域等を決めている点、また、計画の策定に当たっては、説明会を重ねながら合意形成を図ってきた点を挙げております。

続きまして、37ページ、表の3番、3通目の意見書は地区計画案に関するものでございます。

要旨といたしましては、地区施設の道路に対しまして壁面の位置の制限がかかると家を壊さなければならない。壁面後退後には家が建たなくなるというものでございます。

区の見解といたしましては、道路後退は建替えの際に協力を請うものであり、直ちに拡幅整備を行うものではない点、また、建ぺい率・容積率の変更により利用可能となる建築

物の床面積は、現在よりも増加することが見込まれる点を挙げております。

最後に、37ページが一番下でございます、表の4番、4通目の意見書は、地区計画の案に関してでございます。

(1)が区画道路30号の拡幅について、当時の区の説明と異なるため反対である。

38ページにまいりまして、(2)が区画道路30号以外の道路整備を優先し、特に東西道路を整備して交通量を分散させ、抜け道対策を行うべきだというものでございます。

区の見解といたしましては、(1)の区画道路に関しましては、交通の安全性の確保、防災性の向上のためには6mの拡幅が必要である点、また、(2)の抜け道対策等に関しましては都市計画道路や生活幹線道路の整備は周辺道路の整備状況にあわせて住民の意向を聞きながら進めていくものである点や、東西道路に関しまして一義的には現在事業中の放射7号線が担うものであると考えております。

以上が、東京都市計画地区計画放射7号線西大泉・大泉学園町地区地区計画の決定の案、東京都市計画用途地域、東京都市計画高度地区、東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更の案に関する区民意見の要旨および区の見解についてでございます。

3ページ目にお戻りください。7番の添付資料でございます。本資料39ページ目に地区の現況写真を記載してございます。後ほどお目通しください。

最後に、3ページ目の8番、当地区の区域図を掲載してございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

会長 説明は終わりました。ご質問ご意見に入る前に、この35ページのところで意見書が「4通(4名)」というふうに記載してありまして、以下35から38ページまでそれに対する区の見解がついているのですが、これは1、2、3、4というのがそれぞれの1通、1名の方に対応しているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

西部地域まちづくり課長 そのとおりでございます。

会長 わかりました。通常事柄で分けるというのかな、それぞれの質問に対して答えを書くのか、何か事柄をまとめて記載をするのか、そういうルールはあるのでしょうか、こ

の区の見解を書くに当たって。

西部地域まちづくり課長 従前の例を参考に、意見書ごとに対応しているような表につくっております。

以上でございます。

会長 はい、わかりました。

それでは、ただいまの説明を含めてご質問ご意見がございましたら発言をお願いします。どうぞ。

委員 こちらのの中に住んでいる者でありますので幾つか意見を聞いています。そんなことをご披露させてもらいながら。

今までの経過で学園南部地区という大変困難な東京都の計画からようやくここまで来たということに関して、大変ご努力をいただいたのかなというふうに思っております。形ができたということで、これがベストなのかベターなのかわかりませんが、大きく地域としてまちの方向性を打ち出されたということも含めて評価を申し上げたいと思います。

タイトルに放射7号と書いてあって、大変残念なのですけれども、放射7号の西東京市側は西3・3・14、それから西大泉5丁目、6丁目を分けている都道の関連で、西3・2・6というのはいずれも供用開始して今まちが交通を含めて変化しているということはどなたかご認識ありますか。

西部地域まちづくり課長 委員ご指摘の西3・3・14号線に関しましては、今年の8月2日に暫定開放されていると認識しております。全体が整備完了するのは29年3月末と聞いておりますが、一般の交通の用に一部供しておりますので、一定程度変化してきているという認識をしております。

以上でございます。

委員 一定程度的変化なのかわかりませんが、特にこのちょうど中心エリアにある、中心より少し南になるのですが、学区内のエリアにある大泉第四小学校のPTAを

はじめ大変交通について今心配が始まって、特に放射7号にクロスすると言うんですかね、西3・2・6ができてからそれから東に向かう都道、ちょうど区画で言うと西大泉五丁目と六丁目の区画の都道が、このまちづくりを計画しているエリア、大変交通量が増えてしまっているのですよ。この辺を含めて、これタイトルは放射7号だから放射7号はあと何年でできますかというのはあえて聞きません。いろいろな問題を抱えているのを知ってますからね。だけれども、それまでの間大変ここまでいいまちづくりの方向性を出してもらっているのだけれども、住んでいる、生活している人間からするとあそこの道路、特に今言った五丁目と六丁目を分けている都道はすごいスピードが出るんですよ、信号も少ないし。大変今町会はじめ怖いなという意識を持ち始めているのだけれども、供用開始されてからね。課長は暫定と言ったけれども、暫定でも供用開始されて車がどんどん入ってきてしまってるから。この辺は皆さんどう考えてる。

西部地域まちづくり課長 委員ご指摘の西3・3・14号線に関しましては、8月に暫定開放して以来、抜ける道がまだ練馬区内の放射7号線が整備できておりませんので、ほかの道路に流入しているという認識でございます。

東京都の第四建設事務所によれば、昨年度末の練馬区間の放射7号線の用地取得率は86%と聞いております。今年度に入ってから用地買収を進めているということでございます。今のところ事業期間は平成30年3月31日までと聞いておりますが、今後情報共有しながら早期の整備を区としても要望していきたいと考えております。

以上でございます。

委員 30年にはとても終わらないですよ。あえてこれを長くやらないけれども、心配しているのは交通安全を心配してるの。今日はたまたま交通安全課長というのはこのメンバーでないのかもしれない、いらっしゃらないけれども、土木部のメンバーの方いらっしゃるけれども。全体的に東京都等と打ち合わせするのだったら、その安全対策を含めてこの地区計画の方向性も、せっかくいい方向で出ていて、その数年間まるっきり危険なものを、わかっていて危険なものをというのは大変行政として本当にいいあるべき姿かなと思うの

ですよ。そういう意味では、それは警察になるのか四建になるのか区の皆さんになるのかわかりませんが、ちょっと認識をもうちょっと強くしてもらいたい。そんな簡単、平成30年でできやしないですよ。67号、ほぼ買収が終わったって、あれは供用開始はいつですか。そういうことを言わせないでよ。どなたかほかにいらっしゃらないの、答弁できるの。

西部地域まちづくり課長 放射7号線の整備の主体であります東京都の第四建設事務所とは、本地区計画の法定手続きを進める中で定期的に情報共有しておりますので、今のご意見に関しましても四建に伝えていきたいと考えております。

以上でございます。

会長 よろしいですか。

ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかにないようですので、議案第387号から議案第390号まで一括してお諮りをいたします。

議案第387号から第390号までにつきましては、案のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。では、そのように決定いたします。

続きまして、議案第391号、練馬区都市計画マスタープランの変更につきまして説明をお願いいたします。

都市計画課長 では、議案第391号、練馬区都市計画マスタープランの変更について、ご説明いたします。

1、都市計画マスタープランの位置づけと目的です。都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づきます「市町村の都市計画に関する基本的な方針」でございます。

また、練馬区都市計画マスタープランは、今後の区政運営の方向性を明らかにした「み

どりの風吹くまちビジョン」、こちらは平成26年度末に策定されたものでございますけれども、そのまちづくり分野の基本計画として、まちの将来像、個別の都市計画の方針を示すものでございます。

2、都市計画マスタープランの変更ですけれども、現行マスタープランは平成13年に全体構想、平成15年に地域別指針を策定しました。それ以来10年以上経過し、社会状況の変化や区のまちづくりの進展等を踏まえまして、練馬区まちづくり条例の規定に基づきまして、平成24年以来改定の手続きを進めてきたところでございます。こちらの審議会につきましてはこれまでの検討の状況や変更案について逐次ご報告し、ご意見を賜りながら進めてまいりました。本都市計画審議会での議をいただきまして、今後速やかにマスタープランの変更を決定したいと考えております。

3の変更案の公表結果につきましては後ほど別紙にて説明をいたします。

2ページをご覧ください。4、これまでの経過と今後の予定です。平成24年度につきましては実施状況報告書を公表し、意見書の受付や説明会を5回実施するなどいたしました。これに先立ちまして、区民アンケートやワークショップでできる限り区民の皆様のご意見を承って作成したところでございます。

平成25年度につきましては、マスタープランの内容の検討に入りました。都市計画審議会まちづくり・提案担当部会に諮問いたしまして内容の検討をしていただき、9回にわたって部会を開催していただきました。

また、この間、区民意見交換会、あるいは区政モニター懇談会、まちづくり学生ワークショップなどさまざまな区民意見聴取に取り組んだところでございます。

こうした成果を受けて、平成26年5月、部会から変更素案という形で答申をいただきました。その後、区として変更原案作成に取り組みまして、平成27年5月、変更原案の公告・縦覧、意見書の受付、説明会を7回実施したところでございます。この結果につきましては、当審議会では8月27日にご報告しております。その後、変更案の公告・縦覧、意見書の受付を行いました。また、区議会におきましても12月11日、本会議においてそれま

での経過をご報告しております。こういったことから本日に至っているものでございます。

それでは、説明資料 をご覧ください。練馬区都市計画マスタープラン変更案への意見書についてでございます。先ほど申し上げたように、平成27年9月1日から9月15日まで公表し、同時に意見書を受け付けました。意見書の数につきましては12通、件数にして31件となっております。

意見書の概要ですけれども、ご覧のような結果となっております。「暮らし続けたいみどりあふれる快適な住宅都市」という将来像を掲げた、この打ち出しにつきましては原案の際と同じように大方のご支持をいただいているものと考えております。また、意見書それぞれにつきましても変更原案においていただいた内容と重なるものが多く、また既に計画に反映していたり実施を検討していたりするものが多くございまして、新たにマスタープランに反映すべき点はなかったと考えております。

では、主な意見をご紹介します。2ページをご覧ください。

1番ですけれども、人口推計は大変難しいけれども、まちづくりに大きな影響を与えるということで、人口減少への備えや人口構成の変化への対応といったこと、区といたしましても大変大きな関心を持っているところです。こういった状況をよくにらみながら土地利用のあり方についても今後さらに検討していきたいと考えております。

2番です。土地利用が過度に住宅用地に偏るのは好ましくない、新しい産業を誘致したりといった方向性も必要であるということでございます。区といたしましては、住宅地では引き続き良好な住環境を維持する一方で、駅周辺や幹線道路沿道では利便性を活かした土地の有効活用を進めたいといたしております。

3ページです。5番、良好な住環境の形成は必ずしも戸建住宅によらないのではないかと。ヨーロッパのような低層の集合住宅による良好な街並みの創出をめざしてもらいたいということです。区といたしましては、みどり豊かな戸建ても含めた低層住宅に加えて、低中層の住宅の立地を想定した住宅地もあるということで、それぞれの地域特性に応じた街並みを形成していきたいとしております。

4ページをご覧ください。鉄道、道路などインフラの整備に対しまして、8番、9番、10番、そして5ページの12番はそれぞれ個別の道路計画、都市計画道路に対するご意見でございます。

6ページをご覧ください。みどりあふれるまちづくりの16番、そして7ページにまいりまして一番下22番、こちらは道路整備に際して道路と沿道緑化をあわせて進めていくというような考え方、事業はどうかというようなご提案でございます。区といたしましては、それぞれのまちづくりの中で実施を検討していきたいとしております。

6ページに戻りまして、20番、一番下です、自立分散型エネルギー社会の実現は新しい大変に良いテーマだということでご賛同の意見もいただいているところです。

では8ページをご覧ください。全体構想、第6章に係る分です。23番から26番につきましては協働や参加の人材育成、活用に対するご意見でございます。

9ページをご覧ください。28番、原案から内容が整理されてわかりやすくなったといったご意見もちょうだいしているところでございます。

それでは、変更案について、本日は説明資料の変更案概要版をもってご説明したいと存じます。

では、2ページを開けていただきまして、第1部、全体構想の第1章、都市計画マスタープランの目的と位置づけでございます。先ほど申し上げたように、まちの将来像を示し、実現に向けた考え方を明らかにすると同時に、まちづくりの総合的指針、都市計画に関する基本的方針、各地域でのまちづくりの指針となるものでございます。

また、右の図にございますように、区の基本計画であるみどりの風吹くまちビジョンの下、まちづくり全体の基本的な方針となると同時に、東京都で策定しております都道府県レベルのマスタープランとの調整を図っているものでございます。

目標年次ですけれども、現行計画が20年間を見通した計画となっております。平成30年代中頃でございます。今回の改定はその中間の見直しということで、目標年次については変更はございません。

第2章のまちの現状と課題等でございます。「モデルなき成熟社会を迎えて」と題しまして、住宅都市として都心に近い利便性と豊かなみどりを活かし、安全で快適な魅力ある都市空間を形成する。そのために新たな視点を取り入れた都市基盤の整備に加え、既存資源の維持・活用、計画的な改廃、ユニバーサルデザインの促進、空き家対策などを進めることが必要だとしております。また、踏まえるべき社会情勢の変化として、次の3点を掲げております。「人口構造の変化」、「土地利用の変化」、「都市基盤等の整備状況」でございます。

こういったところからまちづくりの課題を以下5点掲げております。密集住宅市街地の改善、都市型水害対策などの災害対策。2点目が、都市計画道路の整備促進、鉄道の整備促進などの交通網の充実。3点目が、鉄道駅周辺の整備。にぎわいや交通の拠点となる駅周辺の整備でございます。そして4点目、みどりの保全と創出。区の特徴である都市農地の保全。最後に、自立分散型エネルギー社会の実現といたしまして、持続発展可能なまちづくりでございます。

3ページです。第3章、まちの将来像でございます。まちの将来像といたしまして、大きなつかみといたしまして、「暮らし続けたいみどりあふれる快適な住宅都市」と題しまして、新しい成熟都市・練馬をめざしていくものだとしております。

その上で、将来の都市構造と土地利用の方針をこのような構造で、都市の核と拠点、都市のネットワーク、みどりのネットワークといった全体像を示し、その下での土地利用方針を示すという構造になっております。

具体的に申し上げますと4ページでございます。まず、将来の都市構造でございます。都市の核と拠点といたしまして、練馬駅周辺が練馬区の中心核と位置づけております。そして地域拠点といたしまして、石神井公園駅、大泉学園駅、光が丘駅、上石神井駅の各周辺地区としております。そして、その他の18の駅、そして大江戸線延伸予定地区の3駅の周辺地区につきましては生活拠点といった位置づけです。

また、ネットワークでございますけれども、都市のネットワークといたしまして、鉄道

のネットワーク、そして都市軸といたしまして、広域的な移動を支える都市計画道路、そして主要な交通軸といたしまして、補助幹線道路等となります。

また、みどりのネットワークを形成することといたしまして、みどりの軸として河川、そして新たに都市計画道路も豊かなみどりを湛えた道路づくりをしていくということで軸としました。そして、みどりの拠点として公園を位置づけております。

こういったことを図にいたしますと、下の将来都市構造図となります。

こういった都市構造を実現するために、それぞれの土地利用の方針を5ページに掲げております。大きくは住宅系の土地利用、そして非住宅系の土地利用といたしまして、住宅系では戸建住宅地区、都市型集合地区、集合団地地区などがございます。非住宅系では商業業務地区や都市型沿道地区となっております。

では、6ページをご覧ください。第4章、重点的に進めるまちづくりは第5章の分野別まちづくりの方針の中から特に重点的に進めるものをピックアップし、みどりの風吹くまちビジョンとの連携を図り、今後進めていく上で重点的な取組といたしまして5点取り上げました。

まず第一に、「災害に強い安全なまちづくり」でございます。危惧される首都直下型地震やゲリラ豪雨などへの対策といたしまして、建物の耐震化、不燃化、水害対策など、災害に強い安心して住めるまちづくりを進めるとしております。

2点目が、「鉄道、道路などインフラの整備」でございます。これからの練馬区の発展を支える交通ネットワークの実現を図るといたしまして、主要課題といたしましては大江戸線の延伸、都市計画道路の整備、西武新宿線の連続立体交差化などがございます。

7ページです。3点目に「地域生活を支える駅周辺のまちづくり」です。拠点となる駅周辺では交通結節機能の向上が不可欠です。その上で、便利でにぎわいのある商業環境や地域住民の交流の場を備えた駅前空間、各種サービスの提供などによる生活の中心としての生活利便機能の充実といったものが各駅で必要になってまいります。

4点目に、「みどりあふれるまちづくり」です。公園などのみどりは、防災・環境・景

観・レクリエーションなどの多面的な機能を担っているということで、みどりを守り、さらに増やす整備を進めます。そして、練馬区の特徴である農地につきましてはこれを守り、そして多面的な機能を有効に発揮するための取組を進めていこうというものです。

最後に、「環境に配慮したまちづくり」ということで、災害時のエネルギーセキュリティの確保や、平時の自立分散型エネルギー社会の実現といった視点でのエネルギー政策の展開となっております。

8ページをご覧ください。第5章、分野別まちづくりの方針です。基本的な考え方としてご覧の5分野を掲げております。

その上で、それぞれの分野で2つの方針、全部で10の方針を示しました。

まず、「安全・安心のまち」といたしまして、防災・復興まちづくりの方針。防犯まちづくりの方針。2つ目に、「活動的でにぎわいのあるまち」といたしまして、交通の方針、産業・魅力あるまちづくりの方針。3つ目が、「みどりと水のまち」といたしまして、みどりのまちづくりの方針、農のあるまちづくりの方針。4つ目に、「環境と共生するまち」といたしまして、景観まちづくりの方針、環境に配慮したまちづくりの方針。最後は、「ともに住むまち」といたしまして、住まいづくりの方針、地域で連携するまちづくりの方針。以上でございます。

10ページをご覧ください。第2部、地域別指針でございます。まず、地域別指針の中で地域区分の考え方といたしましては、笹目通りで東西に区分した上で、鉄道駅を中心とした生活圏に着目して7つの地域に分けております。これは現行マスタープランを踏襲したものでございまして、おおむね各地域人口10万人規模となっているものでございます。

11ページをご覧ください。第1地域です。東武練馬駅や平和台駅、氷川台駅が中心になるものでございます。放射35号線・36号線、そしてその沿道のまちづくり、北町地区の密集市街地の整備促進、こどもの森の整備などが主要なテーマとなっております。

12ページ、第2地域でございます。こちらは練馬駅が中心の地域になります。放射35号線・36号線、区画街路1号線、また練馬城址公園の整備、そして江古田北部地区の密集住

宅市街地の整備促進などがございます。

第3地域です。目白通りと環八の交差部がほぼ中央になる地域となっております、貫井・富士見台地区の密集住宅市街地の整備促進、中村橋地区の地区計画の進捗、練馬城址公園の整備や高松農の風景育成地区などが主要なテーマとなっております。

第4地域は、光が丘が中心でございます。公共施設等の適切な機能更新がテーマになってくると考えております。

第5地域は、区北西部、大江戸線延伸を計画している地域でございます。放射7号線、補助230号線、清水山公園の整備などがございます。

第6地域です。こちらは石神井公園駅、大泉学園駅が中心の地域でございます、外環あるいは外環2の整備、補助135号線の整備、石神井公園駅や大泉学園駅周辺の活性化、あるいは保谷駅における西東京市と連携したまちづくりなどがテーマになってまいります。

第7地域です。西武新宿線沿線の地域でございます。こちらは西武新宿線の連続立体交差化や外環、外環2の整備、上石神井駅周辺の整備などがテーマとなってくると考えております。

15ページです。第3部、全体構想、第6章、都市計画マスタープランの実現に向けてということで、全体構想を今回は第1部と第3部の2つに分けてございます。第6章がまとめの章となります。

まず、「まちづくりの基本的な進め方」といたしまして、区民・事業者・区が共に連携、協力して、地域の課題解決に取り組む協働のまちづくりを推進します。そのために情報提供に努める、まちづくり条例や景観条例などさまざまな仕組みを活用する、さらに、練馬まちづくりセンターと連携いたしまして、区民の自主的なまちづくりに対して支援を行っていくといったものでございます。

下の段です。「都市計画マスタープランの実現に向けて」と題しまして、国や東京都、関係機関との連携について、また、個別のまちづくりにおいては都市計画マスタープランに基づいてさらに検討を進めていくことについて、そして、都市計画マスタープランの目

標年次を超えた将来のまちづくりのあり方についてもさらに検討を進めていくといったことを述べております。

私からの説明は以上です。

会長 説明は終わりました。説明資料 にごさいますように、これまで折に触れ中間的な段階でも当審議会に説明報告があったところでごさいます。本日は新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、全般的な立場からでも結構ですので、ご質問ご意見ございましたらご発言をお願いします。

どうぞ。

委員 質問なのですけれども、将来の都市構造図なのですが、第6地域のところだと、東西方向の主要な交通軸、これが補助232号線になっているのですが、現在のマスタープランですとこちらは232号線は特に位置づけられずに富士街道が位置づけられているのですが、この232号線を新たに位置づけられて富士街道が今拡幅されている最中なのですけれども、主要な交通軸の位置づけから外れたのはどういう理由からなのかを教えていただけたらと思います。

都市計画課長 まず、今回の主要な交通軸といたしまして、富士街道につきましては都市計画道路ではないということと、また外環などの整備状況に鑑みまして、補助232号線の重要性というものが増しているのではないかとということでこのような形で整理をしたところです。

委員 そうすると、今のマスタープランの際には主要な交通軸を選ぶ際に都市計画道路というようなくくり方をしていなかったが、今回変更にあたっては主要な交通軸を都市計画道路に限定したというようなことでよろしいのでしょうか。

都市計画課長 そのように整理したところもあるということです。

委員 そうすると、この補助232号線、今石神井公園の南口のところは拡幅など進んでいます、そこから先はまだ現道もなく住宅街の中を歩いて行く道路です。そうすると、それが大分先になっていく状況ですと、この第6地域、東西方向の主要な交通軸がなかな

か先にならないと整備できないというようなことになるかと思うのですが、そういう理解でいいのでしょうか。

都市計画課長 こういった都市構造図でございますけれども、現段階において区として必要であるとする道路網ということになります。ただ、その実現にあたってはそれぞれのまちづくりや地域の状況、それに関連する事業の進捗に合わせて実施されていくものと考えております。

委員 今回の変更で新たに都市計画道路、現状練馬区の整備率が低く、5年後にはおおむね6割、平成37年までの10年間でおおむね8割の整備着手を目標にするとされているのですけれども、これにかかる財源、費用はどれくらいかかるというふうに区は見ているのでしょうか。

交通企画課長 東京都の整備する部分がございますので、その東京都の整備する部分についてはまだ試算等しているわけではないのですが、現状では1m当たり900万程度かかると考えておまして、その総事業費についてはまだ算定してはおりません。ただ、その整備の際にはきちんと説明していく必要がございますので、事業費を適切に算定してお示ししていきたいと考えております。

委員 1m900万ということでしたら、全体では多少変動はあるとは思いますが、区は今どれくらいが全体としてかかると思っているのでしょうか。

交通企画課長 現在、東京都と関係区市で共同で、「東京における都市計画道路の整備方針(第4次事業化計画)」というものを策定中でございます。この12月にまず案として、練馬区内の次期の事業化計画の延長等を示させていただいたところです。まだ案でございますけれども、18.5kmを今後整備していく予定で考えております。

委員 1m900万で、全体で18.5kmというと大きな費用になってくるのかなと。先ほど今後の道路のネットワークなどを考えられたということですがけれども、232号線、今後整備もまだほとんど行われていない状況の中で、あえて富士街道を外したというところはなかなか納得が得られないのではないかなと。この点からも、今回のこのマスタープランは

あくまで都市計画道路の整備ありきで考えられているのではないかなというのを感じたことを申し上げまして、終わらせていただきます。

会長 ご意見でよろしゅうございますか。はい。

ほかにいかがでしょう。本日新しく委員になられた方で何かございますか。

どうぞ。

委員 もうここまでまとまったすばらしい計画なので、本当に小さいことなのですけれども。本編のほうの53ページで防災のことでもしも可能であれば書き加えていただくといいかなと思うことを申し上げます。

一番下の項目のところですね、「防災意識の高揚、連携の強化」ということで、物資の備蓄ですとか什器の転倒防止などの災害に備えた対策に取り組んだりとかというようなことが書かれていて、講演会、講座なども開催しますということ、防災に関する知識、技術を区民が多く身につけるということを推進すると書いてあるのですけれども。これを読むと本当に災害が起きた直後どう対応すべきなのかという意味での防災でしかないのですが、本来の防災と言いますのは、どういうところに住めば安全なのかとか、どういうところが危ないのかということ、災害が起きる前から意識をしたりですとか、地域についての知識ですよ、どこへなら逃げられるのかとか、自分たちの住む地域のことをよく理解し、かつ什器の転倒ですとかそういったことへの予防も含めるといったようなことを書いていただくと、都市マスとしての防災対策としてはより充実するのではないかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

都市計画課長 文言整理ができるか考えてみたいと思います。

会長 という答弁なのですが、似たような表現はいろいろあるように思うのですが。よろしいですか。はい。

ほかにどうぞ。

委員 私、今日から初めて参加させていただきまして、これまでもいろいろな議論を積み重ねてきた最終の段階だというふうに認識しておりますので、理解が不十分なところが

あるかと思えますけれども。一つ、このマスタープランの変更案ですけれども、確認が一つあるのですが。

つまり、練馬区全体としてどういう練馬区にしていくかという全体のまちづくりの中の幾つかの重点があって、その次に地域別にそれをどう受けていくかという地域別の指針がある。これは従来もそういう考え方で整理をしてきたというお話ですが、そうであるのかというのを確認をさせていただきたいのですが。

そのときに多分2つあって、一つは練馬区全体でこうしていきたいというときに、例えば自立型の、あるいは分散型のエネルギーを利用してこうという話などもそうなのですが、それぞれの地域でそういうことを実現していくのか、あるいはどこかやはりコアになるようなところでそういう練馬区全体がカバーできるようなというのはなかなか言うべくして難しいのですが。要するに自立型、分散型の燃料供給構造というのは言うべくして結構いろいろな形があり得るので。そういう観点から見ると、多分私の理解では2つ、両方向あって。一つは、ここの案で言うと、例えば光が丘で既にかなり前から清掃工場の熱を利用したような、言ってみれば地産地消のエネルギーの利用はやっておられる、それを更新して効率化を進めるのだと、これは当然のことだと思いますが。そういうどこか受け皿になるような、あるいはそういうことが可能なようなところで練馬モデルというか練馬から発信していくような象徴的な事業をやるのか、それとも今言われているように、小中学校に太陽光発電などの設備を載せるという話は地域全体に共通した話だからここには出てきていないわけだけれども。ほかの問題もそうですが、地域全体で受け皿になるような話はこの地域別の中では触れられていないように思うのですね。もしそうでないとすると、光が丘の清掃工場の熱を利用するという話を更新して効率化するというのは当然で、それをもって自立型とか分散型と今とき言うのはやや誇大なネーミングだと思うのですが、

だから、いずれにしても地域と全体で進めたいということはどういう形で地域に下していくのか、あるいは地域の課題を列挙するのは例えば非常にわかりやすい話ですけれども、

それも大事なことですけれども、今考えられている練馬区全体で社会の変化に対応して練馬区らしい対応の仕方をこういう形でしていくのだというときはやはりそういうことをそれぞれの地域にどう振り分けしていくのかという両方向の検討が必要ではないかなというふうに思っています。

私の理解が不十分かもしれないけれども、仮に具体的に自立型、分散型のエネルギー供給構造をつくっていくのだとすると、そういう話というのは光が丘の清掃工場の効率化という話だけではとてもそういう看板は掲げられない話ではないかなというふうに思いましたので、基本的な考え方と今の自立分散型のエネルギー供給構造をつくっていくという話がこういうまちづくりのマスタープランの中で今の段階でどの程度議論されているかというのをご質問したいと思います。

都市計画課長 私からマスタープランの構成についてまずご説明いたします。

マスタープランはご指摘のように全体構想と地域別指針という構成を持っております。これは現行の計画も同じでございます。それを踏襲しまして全体構想と地域別、そして地域につきましては先ほど申し上げたように7つの地域に分けているということで、全体構想については区全体の共通するような課題を取り上げる、地域別ではそれぞれの地域ごとの課題を取り上げ、その中で地域のまちづくりを進めていっていただくこうと、このような形になっております。

会長 2点目、どうぞ。

環境部長 自立分散型のお話ですけれども、本編の36ページのところに、新しい成熟都市をめざしたまちづくりを進めていくために重点的に進めるまちづくりとして、5つの柱を立てております。その5つ目として環境に配慮したまちづくりを進めていきます。

その具体的な中身が46ページのところに書いてございます。まちづくりの方向性として、今後自立分散型エネルギー社会の取組を進めていくとしております。この自立分散型エネルギー社会というのは東日本大震災をきっかけとしまして、災害時のエネルギーセキュリティを確保していく必要があるけれども、そのためにはいわゆる大規模発電所、私ども

電力系統と言っておりますけれども、東京電力ですとか関西電力ですとか、大きな電力会社による電気の供給、これだけでは災害時に電気が来ないというおそれがございます。そのため太陽光発電であるとか、ガスを利用した燃料電池であるとか、さまざまな機器を導入することによって、平常時も使えるし、また災害時にもエネルギーを得ることができる。こういった地域社会をめざしていこうという趣旨でございます。

47ページに概念図がございまして、例えば円の左のほうを見ますと、スマートハウスを開発しましょうとございます。例えば太陽電池が載っているような戸建住宅の面的な開発を進めるですとか、区立施設にも当然のことながら太陽電池を載せていく。それから、蓄電池もつけて災害時のセキュリティもやりましょう。また、地域冷暖房ということで光が丘の話が出ましたけれども、そういったものも利用しましょう。練馬区の中でさまざまな事業者さん、それから区民一人一人が分散型エネルギー機器を使って災害時にも対応していきましょう。こういった全体の話をしています。

もう一つは、先導的なモデルがつかれないかということで、街区単位のいわゆるスマートコミュニティであれば何かできるかなということで、今後そういったものを検討していこうという状況でございます。

以上です。

会長 よろしゅうございますか。はい。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

委員 今、最後にコミュニティの話がでましたが、私はこのマスタープランの中で、地方の、今地方創生ということで各都市いろいろ苦戦していますけれども、やはりキーワードは地域コミュニティだし、持続可能な地域コミュニティをどうつくるかというのは最大のテーマになっているのですね、どこでも。なかなかその目標はわかるのだけれども、そこに至る手段がなかなかわからないということで地方は大変苦労しています。

東京の場合も、東京と地方は完全に違った状況なのでなかなか同じに議論はできないのですけれども、先ほどの大泉の場合の例もそうですけれども、ああいうマスタープランで

考えるというのはここで出ているような議論以上になかなかできないと思うのですけれども。逆に、その部分をとらえて大泉方式というか、大泉のある地区の人たちがある種の協働的な考え方を共有できて、地主さんも含めてこういうふうにしようというのと、例えば子どもの安全な通学路を確保しようということによってそういう目標に向かってやった場合に、道路とか管理をうまくやってくれということだけじゃなくて、もうちょっと自分たちの庭とかそういうものを提供して、子どもたちが安全にいけるような道をつくろうというようなことを。例えば小布施などという長野のまちは小さなまちですけれども、裏庭のところをみんなが開放して行って、そちらも、あそこは観光でも有名なところですが、観光のお客様裏も見てくださいというので、そういう土地を別に公共側に買ってこれとかということではなくて、みんなが出し合って共有の道にしてずっと通していくというふうなこと。それから、山形の金山町なども、あそこは割に本当に小さいまち、村みたいなものですけれども、やはり裏庭をみんなで開放して、そこを子どもたちが通っていくというふうなこともやっているのですね。

だから、何か公と私と分かれていて、私のほうが公に対してこれだけやってくれというふうなことではなくて、私と私がもうちょっと連携するとまちというのは全く違った質のものが生まれる可能性を持っているのですね。所有とか何とかだけで言うと大変だけれども、共同で利用しましょうということをお互いに納得して、それで安全に管理していこうということに共同体としてコミュニティが合意すればそういうことができる。それも、何haという広いところでやるというのではなくて、本当に100戸とか、もっと言うと30戸ぐらいの単位でそういう合意形成ができて、みんなの庭でいこうと。今震災などでそういう議論をしていますけれども、集団移転などで。みんな生垣とかブロック塀で自分の敷地をクローズするのではなくてオープンにしていこうと。自分の庭をどうぞ子どもたち自由に使っていいよというような形でやっていくと全然違った、機能的にも違った空間になるのですよね。

何かそういうコミュニティをやはり、大泉は大泉の独特の特徴を持った町ですから、そ

ういうものを利用すること、地主さんとか住民がそういう意識で考えると大泉らしいものが出てくる可能性があるし。それはそれぞれのこの拠点が幾つかありますけれども、そういうことをみんなが、むしろ住民がどうやって合意形成をするかということをも住民自身が考えるような形で我々は取り組まないと、公共側に全部いろいろなお金の上でもすべてぶら下ってしまうというのはもう限界が、地方はもう完全に限界がきていますから、皆さん大分そういう覚悟していますけれども。

東京もこれから10年、特にこの10年、2025年問題が起きる前のこの時期は非常に大事なのですよね。だから、5年と言われてはいますが、まさに5年と5年というぐらいで、手段を実現の方法を考えないとなかなか、10年後、20年後になるともっと大変になっていくということですから。もう少しマスタープランの中に少しそれぞれの地域コミュニティをそれぞれが発明してやっていくという、何かそんなことをちょっとどこかでうたっただけだと、東京の中にも新しいそういうまちづくりの手法が生まれてくる。練馬方式というよりは、むしろまさに大泉方式とか石神井方式とかそういうふうな感じでむしろコミュニティ同士でお互いにまちづくりで競争してもらえそうなそういう形になるのが本当の意味のまちづくりだと私は考えている。

このマスタープランはそういう意味で、そういうことを喚起する一つのまず最初の行政と我々のような議論した側からの、一般の市民に対する問いかけだというふうに考えていけばいいのではないかと考えているのです。だから、これの精度を上げるというよりも、これをベースにしてたたき台にして、各地域で本当の意味での協働まちづくりを実践する。ちゃんとやれるところは非常にうまくしてちゃんと次の世代もつないでいってほしい。あまりちゃんとやらないところは次の世代、息子たち、孫たちがどこか行っちゃう。地方はそういう危機感にあるわけですよね。だから、どうやって魅力あるものを次の世代につくっていくかということで、もうちょっとお互いの、自分だけとかそういう今だけの問題だけではなくて、先も考えたそういう区民と言いますかそういうものが地域まちづくりを通して増えていってほしいということをもすごく期待したいですね。

どうも地方都市を見ていると、本当にやはり東京はまだ恵まれているのですよ、土地はあまり下がらないし、行政もかなりまだある意味では余裕があるということですから。ぜひこの20年をめざして、これをたたき台にして、あとは地域別がむしろ大事なのだということでもらうといいなと私は思っているのですけれども。

以上です。

都市計画課長 練馬区ではこれまでまちづくりにおいて住民参加、そして協働のまちづくりということに力を注いでまいりました。そういった協働のまちづくりの中から今ご指摘のような新たな公共のあり方も見えてくるのではないかと考えております。ただ、このマスタープランの中で新たな未来を見すえた公共のあり方までをご提示するところまではいっておりませんが、まちづくりを進めていく中で住民の皆さんと一緒にそういったものを考えていきたいと思っております。

また本日、区政改革資料というものをお配りして、最後に私からご説明する予定になっております。その際にも若干お話を申し上げたいと思っております。

以上です。

会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

委員 今のすばらしいお話があって感激したのですけれども、それに追加でなのですけれども。もしも書くことができるのであれば、今先生がおっしゃったことを具体的にもう少しわかりやすく、あるいは実現しやすいようなもので、私思っていたけれども、ちょっと今さら書き込むのもと思って先ほど申し上げなかったのですが。例えば本編のほうの60ページのところに道路ネットワークの形成とあって、下の段に生活幹線道路・主要生活道路などとあるのですけれども、例えばこの中の生活道路をとにかく安全にしますということしか書いてないのですが、例えばイギリスのホームゾーンという制度などですと、単に道路を通過するため、歩行とか自転車の通過のためでなくて生活の場として使ってコミュニティを活性化させると。既存の公共空間を地域の住民がマネージをしてよりよい住宅地

にしていくと、それでコミュニティがすごく活性化したという話を聞いておりますから、例えばそういうことができるような余地をほんの一言、検討できるだけでも、生活空間としての活用も検討するくらい書いておくと、今のようなお話を住民の方が実施しやすくなるのではないかなと思います。

あるいは80ページの空き家の問題はどこでも出ている話ですけれども、空き家なども空き家を貸してくださいとかいろいろ言っているのはなかなか難しいかとは思いますが、そういうところで、小布施のようなわけにはいかないと思いますし、飯田の裏界線なども似たような事例として興味深いところではあります。なかなか提供というのは難しいけれども、空き家をしばらくの間管理してあげますからちょっと地域で使わせてくださいとか、そういったことはあるのかなと思うので、それがにおうような文言を一言入れておくと、もしかしたらそういうコミュニティ活動の推進ということがしやすくなるのではないかなというふうに思いました。

以上です。差支えない範囲でご検討いただければということです。

会長 答弁ありますか。どうぞ。

都市計画課長 本日の議案につきましては2回にわたって区民意見をいただいた上で整理したものでございますので、初めて見る方もいらっしゃるかもしれませんが、これはこれまでの検討の結果ということでお受け止めいただきたいと思っております。

以上です。

会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、都市計画課長からお話ありましたけれども、ご意見を踏まえた若干の文面修正につきましてはちょっと私と事務局のほうにお任せいただいて、全体としてはこの議案第391号につきましては今日お諮りしたいと存じます。よろしゅうございましょうか。

それでは、議案第391号につきまして、案のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。

では、若干の修正は留保した上で、決定したいと思います。

これで議案に関する審議は終了いたしました。

次に報告事項に移ります。

報告事項 1、牧野記念庭園の都市計画変更原案につきまして、説明をお願いします。

みどり推進課長 それでは、報告事項 1 の資料をお願いいたします。牧野記念庭園の都市計画変更原案についてでございます。

1 の概要です。昭和33年 3 月に街区公園として都市計画決定されました牧野記念庭園でございますが、その北側の隣接地、面積約0.04haの土地を同庭園に編入するため、都市計画区域を変更するものでございます。

今回の編入により拡張される部分につきましては後継樹や野草を育成しまして、また管理用などの駐車場を確保することを目的としてございます。

あわせまして、現在の庭園の目的、機能に鑑み、公園種別を街区公園から特殊公園に変更するものであります。

2 の変更内容でございます。4 ページをお願いいたします。中段に新旧対照表がござい
ますが、新として特殊公園とございます。この特殊公園は植物公園や農業公園などが対象となるもので、牧野記念庭園はこちらに該当することから種別の変更を行うものであります。これまでの庭園の機能は何ら変わるものではございません。

同じく、新旧対照表の右側に面積の欄がござい
ます。特殊公園が約0.3ha、その下の旧の面積が0.22haとなっております。その差が0.08haになります。先ほど0.04haの編入と申しましたが、これは表示のルールがございまして、特殊公園は小数点第 1 位、街区公園は小数点第 2 位という決まりがありまして、実際の数字は0.26haであり、繰り上がって0.3haの表示となっているものでございます。今回0.04haの公園面積の増となるものでございます。

5 ページが位置図になります。

6 ページ、計画図をお願いいたします。緑の枠取りが計画変更区域でございまして、その中の赤色の部分が今回追加されます0.04haの部分になります。

7 ページに現状写真をつけてございます。

1 ページにお戻りください。3 の今後の予定でございます。年が明けまして1月4日から25日まで、原案の公告・縦覧等、また1月18日に原案の説明会を行います。2月下旬に案の公告・縦覧等を行った後、3月の当審議会に付議いたしまして、4月の決定・告示を予定しているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

会長 説明が終わりました。ご質問ご意見ございましたら発言をお願いします。

ちょっと私から1点。練馬区内にはほかに特殊公園という公園はあるのでしょうか、初めてでしょうか。

みどり推進課長 土支田農業公園も特殊公園になります。先ほどの高松農の風景公園も今回特殊公園ということで指定されております。

会長 わかりました。

ほかにいかがでしょうか、よろしゅうございますか。

それでは、この件につきましては終了いたします。

続きまして、報告事項2、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う地区計画の都市計画変更原案について、説明をお願いします。

まちづくり推進課長 それでは、報告事項2説明資料をお願いいたします。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う地区計画の都市計画変更原案についてでございます。

1番、種類・名称です。変更となるのは記載の4地区の地区計画でございます。

3ページをお開きください。配置図がございすけれども、斜線でお示した4つの地区、北町地区とそれから中村橋駅の地区ですが、こちらの4地区が変更となります。

1ページへお戻りください。2番、変更理由です。上記4地区の地区計画では、地区整

備計画に定める建築物等の用途の制限において、風営法第2条第1項に基づく風俗営業を規制している区域がございます。平成27年6月24日に風営法の一部が改正され、風営法に規定する風俗営業の内容が変更となり、風営法第2条第1項各号について号ずれ等が生じました。つきましては、当該改正に関わる地区計画について、規定の整備を行うため所要の変更を行うものです。

3番、変更内容です。

(1) 風営法第2条第1項各号に規定する風俗営業について、号の削除等により号ずれが生じるため、風営法改正後の規定に合うよう規定の整備を行います。

(2) 風営法第2条第1項に規定する風俗営業から除外されるダンスホールやナイトクラブ(照度10ルクスを超えるもの)につきまして、風営法改正の趣旨を踏まえて地区計画の制限からも除外するものです。風営法改正の内容につきましては後ほど資料で詳しくご説明いたします。

4番、これまでの経過と今後の予定です。平成27年11月19日・20日で変更素案の説明会を2回開催いたしました。本日、都市計画審議会へ原案をご報告しております。平成28年1月になりましたら、公告・縦覧、意見書の受付、また2月に東京都知事協議など、都市計画の所定の手続きを進めまして、6月に都市計画決定の告示を行う予定でございます。

2ページをお願いいたします。印の上段部分でございます。風営法の改正につきましては、ダンスホールに係る規定は公布の日、これは平成27年6月24日に施行されまして、ナイトクラブに係る規定につきましては平成28年6月23日に施行される予定でございます。

一つ飛びまして、5番、添付資料でございます。(1)の配置図は先ほどご説明をいたしました。(2)から(5)まで変更の原案になります。(6)に風営法の改正概要と地区計画の変更概要がございます。こちらの(6)のほうを先にご説明いたしますので、39ページをお願いいたします。

風営法の改正内容についてでございます。ダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえて、客にダンスをさせる営業について、その一部を風俗営業から除外するとともに、

営業の形態に応じて規制する改正が行われました。

主な改正の概要でございますけれども、下の新旧対照図をお願いいたします。左側に改正前、右側に改正後の対照となっております。改正前の1号、2号につきましては改正後には1号に統合されます。旧3号のナイトクラブにつきましては、10ルクス以下の暗いものが、改正後は2号になりまして、旧5号の低照度飲食店と一つになります。また、同じく旧3号の10ルクスを超える明るいものにつきましては深夜の営業をするかどうか、また酒類の提供があるかどうかによりまして、特定遊興飲食店営業等に変わります。これは改正後の1項に定める風俗営業の対象から外れます。4号のダンスホールにつきましては規制対象から除外されます。6号、7号、8号につきましては改正後は号がずれますので、新しく3号、4号、5号という形になります。

40ページをお願いいたします。地区計画の変更内容についてでございます。法律の改正によりまして、どのように変わるかということでございますけれども、基本的には先ほどご説明しましたダンスホールの規定が抜けるということ。それから、照度10ルクス以上のナイトクラブにつきましても特定遊興飲食店営業等となりますので、地区計画の制限から外れるものです。

の中村橋駅南口地区を例にとりましてご説明いたします。表の左側ですけれども、当該地区内には駅前商業地区、高層住宅複合地区、街並み保全地区、鉄道地区という4つの地区がございます。上段の駅前商業地区につきましては建築することのできない建築物としまして現と新という形で書いてございますけれども、この表記が法の何条何項と書いてありますので、これを具体的に解説したのが一番右側の変更概要となっております。

駅前商業地区につきましては、低照度飲食店、区画飲食店、パチンコ屋、ゲームセンター等を規制しており、その制限に変更はございません。下の段の高層住宅複合地区等につきましては、キャバレー、キャバクラ、ナイトクラブ、ダンスホール、低照度飲食店、区画飲食店、パチンコ屋、ゲームセンター等を規制していましたが、ナイトクラブの一部（照度10ルクス超）とダンスホールが制限から外れます。

同じように下の3地区でも変更いたします。

5ページをお願いいたします。5ページから37ページまでが4つの地区の地区計画の変更原案でございます。先ほど説明した中村橋駅南口地区を例にこちらもご説明をいたします。

まず、原案の理由書でございますけれども、1番の種類・名称につきましては記載のとおりでございます。

2番の理由につきましては、先ほど1ページでご説明しました変更理由、また変更内容と同様のことが記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

6ページ以降が変更原案になりますが、実際に変更にかかわる部分は9ページになりますので、9ページをお願いいたします。

変更概要でございます。左側に旧、右側に新という形で新旧対照表でお示ししております。下線を引いた部分に変更になりますが、具体的には先ほど一番後ろの表でご説明したような内容となっております。

10ページをお願いします。10ページに位置図、それから11ページに計画図1、12ページに計画図2と示しておりますが、これらにつきましては変更はございません。

次13ページになりますが、13ページから37ページまではほか3地区の原案でございます。すべて同様の理由、また構成となっておりますので、こちらにつきましても後ほどお目通しいただければと存じます。

説明は以上になります。どうぞよろしくをお願いいたします。

会長 説明が終わりました。ご質問ご意見ございましたら発言をお願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、これもちまして本日の案件はすべて終了いたしました。

最後に事務局から報告があります。

都市計画課長 では、ご報告を2点申し上げます。

まず第1点が、先ほど少々申し上げました区政改革資料、本日こちらの区報の特集号と

冊子「練馬区の『これから』を考える」、この2つをお配りしております。まず、全体の概要をこの区報の特集号で説明しながら冊子も若干説明いたします。

練馬区では、昨年みどりの風吹くビジョンを策定いたしまして、重要な政策課題について戦略計画を明らかにしたところですが、今度はその政策を実現するために区政の仕組みや住民参加をどう見直すべきかといったことを、区民の参加も得ました区政改革推進会議を設けまして検討しているところでございます。この検討の中で区民の皆様にも一緒に考えていただきたいということでこのような資料をつくった次第でございます。ここでは区の重要な課題の現状や将来の見通しなどを紹介し、区民の皆様からご意見やアイデアをいただき、そして来年の10月頃をめどに(仮称)区政改革計画を策定するとしてございます。

区報の1ページですけれども、まず下の段、改革の視点ですけれども、その3行の中段にございます。視点といたしまして、行政が果たすべき責任を徹底して果たしていく、

区民の視点に立ってサービスを向上する、サービスを安定的に供給するために持続可能性を確保する、こういったことが改革の視点となるということでございます。

では、中ほど、見開きをご覧いただきまして、重要な政策課題、テーマとして、4つ掲げております。まず初めに、「子ども・子育て支援」。保育園希望者の急増などさまざまな子育て支援のニーズが多様化し、増大しているということがございます。

2点目が、「超高齢社会への対応」でございます。言うまでもなく、人口構成の変化、高齢化がもう待ったなしということで、そういった中でサービス水準を維持、供給するためにどのようにしていくか、また持続可能性ということも考えなければならないとしております。

3つ目が左上、「都市基盤の整備と維持」でございます。この部分が当審議会において最も関連の深い部分かと存じますので、大変恐縮ですが、こちらのほうは本書のほうでご覧いただきたいと思っております。こちらの冊子の中ほど32ページをご覧ください。「都市基盤の整備と維持」と題してございます。32ページがまとめでございますが、1ページずつ見ていただきたいと思っております。

33ページです。(1)練馬区はみどり豊かだが、今後も守れるのか。8割が農地や宅地などの民有地のみどりであるのが練馬区の大きな特徴でございまして、これまで減少してきましたが、このままではますます減少が見込まれるということです。

そこで、区の考えとしては、公園や緑地の整備、河川改修、道路整備などでみどりのネットワークを形成していくとともに、一番下になりますが、都市農地の保全に向けた取組を推進するというのがこの考えでございまして。

次に35ページです。(2)区内の鉄道交通の利便性はどのような状況か。都心へのアクセスは交通網が充実しまして向上しましたがけれども、区西部ではまだまだ鉄道空白地域があるということで、区の考えといたしまして、一層大江戸線の延伸に力を入れていくということでございまして。

36ページです。(3)区内の都市計画道路の整備はどのような状況か。整備率は低く、特に西部地域では整備率が3割にとどまっているということで、中段、区の考えといたしましては、整備を着実に進めるとともに、この囲みの中ほどですけれども、整備に際しましては単に道路を整備するだけではなく、街路樹等による緑化や無電柱化、自転車レーンの整備など快適な都市環境の整備もあわせて行っていくとしてございまして。

37ページです。(4)都市計画道路の整備にはどのくらい費用がかかるのかということです。先ほどのマスタープランの中でも委員からご指摘もございました。都市計画道路の整備には1mあたりおおむね900万ということになるわけですがけれども、区の考えといたしましては、整備に際しては国や都の補助金などを活用して財源を確保しながら、整備を着実に進めるとしてございまして。

38ページです。(5)区道や区立の公園などを維持管理していく経費はどのくらいか。年間の維持管理費は約40.5億円、一方で歳入もございまして、その額は年間約31.8億円ということになります。区の考えですけれども、施設の長寿命化を図り、維持管理費を圧縮していく。また、こういった公共施設につきましては区民の皆様との協働による点検・維持管理の工夫などをしていくことで、持続可能な都市基盤といったものを考えたいという

ことを述べてございます。

以上が都市基盤の整備と維持の項でございます。

では、区報特集号のほうに戻っていただきます。先ほどの続きでございます。4つのテーマの4点目、「区立の建物施設の維持・更新」でございます。老朽化の進行が課題となる中で、管理のあり方を見直し、施設の統合・再編、複合化・多機能化、民営化などさまざまな方策により持続可能な区立施設の維持管理を行っていきたいということでございます。

ページをめくっていただきまして、最後のページになります。こういった行政サービスを継続して適切に提供するために4つの課題を掲げてございます。「改革を支える基盤づくり」といたしまして、「財政基盤の強化」、「職員の育成」、「情報通信技術(ICT)の活用」、最後に「外郭団体の見直し」、こういったものを掲げました。

そして、区民の皆様のご意見・アイデアをいただきたいということで、2月8日まで区民意見反映制度、いわゆるパブリックコメントにより区民の皆様のご意見を募集いたします。これとあわせて、区長自ら出向き、この資料についてご説明し、直接区民の皆様のご意見・アイデアを伺う、「区長とともに練馬の未来を語る会」を開催いたします。日時・場所につきましてはこちらに掲げてあるとおりでございます。

1点目の説明は以上でございます。

次に、2点目の報告でございます。次回の日程でございます。次回の都市計画審議会は3月23日、水曜日、午後3時からを予定しております。

以上でございます。

会長 今の件につきまして何かございますか。よろしゅうございますか。

ご意見ご発言がなければ、本日の都市計画審議会はこれで終了いたします。

ありがとうございました。